

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する内規

平成2年12月28日

公安委員会内規第4号

(趣旨)

第1条 この内規は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「国家公安委員会規則」という。)及び山口県道路交通規則(昭和47年山口県公安委員会規則第3号)に基づき、山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)及び地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の委嘱)

第2条 推進委員の活動区域を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)は、国家公安委員会規則第1条第1項の規定により、法第108条の29第1項に定める要件を満たしている者を地域交通安全活動推進委員推薦書(別記第1号様式)により公安委員会に推薦するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により警察署長から推薦のあった者について必要な審査を行い、推進委員としてふさわしいと認められる者に委嘱するものとする。

3 前項の委嘱は、辞令(別記第2号様式)により行うものとする。

4 公安委員会は、推進委員を委嘱したときは、当該推進委員の氏名及び連絡先を関係住民に周知徹底させる措置をとるものとする。

5 前各項の規定は、再委嘱する場合について適用する。

(推進委員に対する講習)

第3条 公安委員会は、国家公安委員会規則第8条第1項に規定する推進委員に対する講習を行うものとする。

(推進委員に対する指導)

第4条 公安委員会は、国家公安委員会規則第9条に規定する推進委員に対する指導を行うものとする。

(推進委員の解嘱)

第5条 警察署長は、当該活動区域の推進委員が法第108条の29第5項に規定する解嘱事由に該当すると認めたときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により警察署長から報告を受けた者について必要な審査を行い、解嘱事由に該当すると認めたときは、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び解嘱の理由を弁明通知書(別記第3号様式)により当該推進委員に通知するものとする。

3 推進委員の解嘱は、辞令(別記第4号様式)により行うものとする。ただし、当

該解囑された者の所在が不明のときは、この限りでない。

(意見の申出)

第6条 法第108条の30第3項の規定による意見の申出は、意見申出書(別記第5号様式)により行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第7条 国家公安委員会規則第14条の規定による報告又は資料の提出は、報告・資料提出要求書(別記第6号様式)により行うものとする。

(勧告)

第8条 国家公安委員会規則第15条の規定による勧告は、勧告書(別記第7号様式)により行うものとする。

(その他)

第9条 その他推進委員及び協議会の運営に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日公安委員会内規第3号)

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月8日公安委員会内規第2号)

この内規は、令和6年3月8日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

地域交通安全活動推進委員推薦書

交第 号  
年 月 日

山口県公安委員会 殿

警 察 署 長

地域交通安全活動推進委員として、下記適任者を推薦します。

記

		推薦順位 /	
適任者	住 所		
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	
	職 業	電話	
	家族の状況		
	健康状況		
	経 歴 及び 兼 職		
	前 科 (歴) の 有 無 (含交通法犯)		

適任者と認めた理由	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の交通状況について知識を有するか</li><li>○ 社会的信望を有するか</li><li>○ 時間的余裕を有するか</li><li>○ 生活が安定しているか</li><li>○ 健康で活動力を有するか</li></ul>
推薦上の意見	
備考	

第2号様式（第2条関係）

山 口 県 公 安 委 員 会  
辞 令

<p>(氏名)</p>	<p>(協議会名)</p>
<p>(発令事項)</p> <p>道路交通法第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員に 委嘱します</p>	
<p>年 月 日</p> <p>山口県公安委員会</p>	

第3号様式（第5条関係）

弁 明 通 知 書

山交委第 号  
年 月 日

殿

山口県公安委員会

道路交通法第108条の29第5項第 号の規定により地域交通安全活動推進委員  
を  
解嘱する予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定により、次のとおり通知します。

記

解 嘱 の 理 由	
弁 明 を 聴 く 日 時 及 び 場 所	

(注) 上記の日時、場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、担当 (電話 ) に連絡して下さい。

第 4 号様式（第 5 条関係）

山 口 県 公 安 委 員 会

辞 令

<p>(氏名)</p>	<p>(現職名)</p> <p>地域交通安全活動推進委員</p>
<p>(発令事項)</p> <p>道路交通法第 108 条の 29 第 5 項第 号の規定により地域交通安全活動推進委員を解嘱します</p>	
<p>年 月 日</p> <p>山口県公安委員会</p>	

第5号様式（第6条関係）

意見申出書

第 号  
年 月 日

殿

地域交通安全活動推進委員協議会  
会長

道路交通法第108条の30第3項の規定により、地域交通安全活動推進委員の活動に関して次のとおり意見を申し出ます。

記

意見の内容	
理由	
参考資料	



第6号様式（第7条関係）

報告・資料提出要求書

山交委第 号  
年 月 日

殿

山口県公安委員会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第  
14条の規定により、次のとおり資料の提出を求めます。

報 告

記

報告を求める事項	
提出を求める事項	
期 限	

第7号様式（第8条関係）

勸告書

山交委第 号  
年 月 日

殿

山口県公安委員会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第15条の規定により、次のとおり勸告します。

記

改善すべき事項	
理 由	
改善の実施期限	